

魚津市公告第17号

魚津市地域計画（変更案）の縦覧について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人で、当該地域計画の変更案に対して意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができる。

令和8年4月14日

魚津市長 村椿 晃

- 1 地域計画（変更案）を策定した地域
市内1地区
「道下」
- 2 魚津市地域計画（変更案）の縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間 令和8年4月14日から令和8年4月28日まで（土、日除く。）
 - (2) 縦覧場所 魚津市釈迦堂一丁目10番1号 魚津市役所産業振興部農林水産課内
 - (3) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 意見書の提出先、提出方法、提出期限及び注意事項
 - (1) 提出先 魚津市役所産業振興部農林水産課
 - (2) 提出方法 意見書の提出は、次の事項を記載した書面により行うこと。
 - ア 意見書提出人の氏名、住所、連絡先
 - イ 魚津市地域計画変更案に対する意見
 - ウ 意見書提出の年月日
 - (3) 提出期限 令和8年4月28日（縦覧期間満了の日）
 - (4) 注意事項 提出する意見の対象は、魚津市地域計画の変更案に係るものであること。